



委員会の委員数	運営規程	規程の有無	委員会の同意の有無	運営規程に含まれている事項
		有・無	有・無	開催に関する事項・議長の選出に関する事項・決議の方法に関する事項・定足数に関する事項 委員会への情報開示に関する事項
任期を定めて指名された委員			その他の委員	
氏名		任期	氏名	

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の  
 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（  
 職名  
氏名  
）

年 月 日  
 労働基準監督署長殿

使用者 職名  
氏名

## 記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第1号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
- 2 「労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第2号に規定する労働者の範囲について、必要とされる職務経験年数、職能資格等を具体的に記入すること。
- 3 「決議で定める労働時間」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第3号に規定する対象労働者の労働時間として算定される時間を記入すること。
- 4 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に( )内に記入すること。
- 5 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第5号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 6 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第38条の4第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。
- 7 「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。